第４回団交で決裂
2012年度の1.6倍も賃金減額！！
山口学長、早くも選挙公約を棚上げ！！

2013 年度臨時特例の賃金減額交渉、決裂

臨時特例の 2013 年度賃金減額問題に関する団体交渉は第１回５月 24 日、第２回６月４日、第３回６月 21 日、第４回７月２日と回を重ね、最後の第４回で決裂しました。団交の結果、当初の７月１日実施から８月１日実施へと、減額開始が１ヵ月遅れることになりました。

教職員の負担、2012 年度の 1.6 倍！！

第１表を見てください。北大の説明では、2012 年度も 2013 年度も文科省による運営費交付金の減額は 19.6 億円だそうです。その減額分に対処するため、両年度とも北大の負担分を「学長室等事業推進経費」と「中期目標達成強化経費」（この二つを合わせて学長裁量経費と理解して良いとのこと）から捻出するとしました。

2012 年度は年度末に至り、結果的に北大の負担が 13.9 億円、教職員の負担が 5.7 億円になりました。2013 年度は当初、北大の負担が 8.6 億円、教職員の負担が 11.0 億円でしたが、団交を重ねて組合が要求を繰り返したところ、北大負担 10.43 億円、教職員負担 9.17 億円になりました。**教職員負担が 1.83 億円減りました**が、これは団交の成果です。しかし、**教職員の負担つまり賃金減額分は 2012 年度より 1.6 倍も多く**なっています。

７月実施から８月実施へ、減額幅も減少！！

もう一度、組合の成果に焦点を当てると、2013 年度の賃金減額開始が１ヵ月遅れ、かつ減額率も第２表に見るとおり若干、低下しました。また、裏面の第３表に示したように、減額幅もある程度、少なくなりました。

第２表　北大が提示した基本給月額の減額率（７月減額開始から８月減額開始へ）

教育職	5級	教授	▲8.89%→▲7.96%
	3－4級	准教授、講師	▲7.07%→▲6.33%
	2級以下	助教、助手、教務職員	▲4.34%→▲3.88%
一般職（A）	7級以上	部長	▲8.89%→▲7.96%
	3－6級	課長、室長、事務長、課長補佐、係長、主任、技術専門員、技術専門職員	▲7.07%→▲6.33%
	2級以下	一般職員、技術職員	▲4.34%→▲3.88%

注1)北大資料より。
2)管理職手当は一律10%減額でかわらず。
3)12月期ボーナスは一律8.89%減額から一律7.96%減額へ。
4)地域手当、超過勤務手当、広域移動手当、特地勤務手当等は基本給の減額率に応じて減額。

賃金減額問題の基本的論点

しかし、そもそもこの臨時特例の賃金減額には許し難い点が多々あります。

(1) 憲法違反の法律の実行に荷担する行為

臨時特例法は、憲法に定められている労働基本権を国家公務員から奪った代償措置としての人事院勧告を無視した法律であり、明らかに**憲法違反**です。すでに国公労連

第１表　学長裁量的経費による運営費交付金減額への対応　（100万円）

		北大予算の当該費目	うち北大使用分		運営費交付金減額に対する				北大運営費交付金の削減額
					北大負担分		教職員負担分（賃金減額分）		
			当初提案	最終交渉結果	当初提案	年度末結果、最終交渉結果	当初提案	年度末結果、最終交渉結果	
2012年度	学長室等事業推進経費	1,816	1,406		410	410			
	中期目標達成強化経費	1,300	573		727	880			
	その他（賃金削減に対処する調整費）	200	100		100	100			
	計	3,316	2,079		1,237	1,390	1,130	570	1,960
2013年度	学長室等事業推進経費	1,609	1,509	1,509	85	100			
	中期目標達成強化経費	1,300	426	457	675	843			
	その他（賃金削減に対処する調整費）				100	100			
	計	① 2,909	② 1,935	③ 1,966	④=[①-②-残114] 860	⑤=[①-③+100] 1,043	⑥ 1,100	⑦ 917	[④+⑥=⑤+⑦] 1,960

注1)いずれも北大が提示した資料より。
2)特に2012年度の「当初提案」は2012年7月13日の北大資料、2013年度の「最終交渉結果」は2013年6月24日の北大資料より。

2013 年 07 月 11 日

北海道大学教職員組合

〒060-0811　札幌市北区北 11 条西 6 丁目 北海道大学内
TEL ＆ FAX　011-746-0967
Mail：kumiai@ma4.seikyou.ne.jp
http://ha4.seikyou.ne.jp/home/kumiai/

第3表　北大の試算による減額モデルケース（概算）―7月減額開始と8月減額開始の比較―

職名	年齢	扶養家族	級号俸		減額幅（千円）			
					基本給等（7月→8月）	管理職手当	ボーナス（7月→8月）	2013年度計（7月→8月）
教授	60	配偶者	教育職	5-60□	▲48.0→▲43.1		▲124.9→▲111.8	▲557.9→▲456.4
〃	50	配偶者、子1		5-40	▲45.6→▲40.8		▲120.3→▲107.7	▲530.7→▲434.3
准教授	45	配偶者、子1		4-46	▲30.7→▲27.5		▲94.0→▲84.2	▲370.3→▲304.0
講師	40	配偶者、子1		3-46	▲27.4→▲24.5		▲83.8→▲75.0	▲330.1→▲271.0
助教	35	配偶者、子1		2-52	▲14.4→▲12.8		▲68.9→▲61.7	▲198.3→▲164.5
部長	60	配偶者	一搬職（A）	7-38	▲39.9→▲35.7	▲9.85	▲105.0→▲94.0	▲552.0→▲458.6
課長	55	配偶者		6-60	▲29.8→▲27.1	▲8.0	▲87.9→▲79.9	▲428.0→▲360.7
課長補佐	50	配偶者、子1		4-60	▲26.8→▲24.0		▲78.0→▲69.8	▲319.0→▲261.7
係長	45	配偶者、子1		3-65	▲24.1→▲21.6		▲66.8→▲59.8	▲284.0→▲232.5
主任	35	配偶者、子1		3-22	▲19.1→▲17.1		▲53.3→▲47.8	▲225.0→▲184.4
係員	30	配偶者		2-21	▲9.9→▲8.9		▲41.1→▲36.8	▲130.4→▲107.7

注1)北大資料より。
2)「基本給等」と「管理職手当」は1ヵ月分の金額
3)「ボーナス」は12月期。
4)「2013年度計」は2013年7月1日から年度末まで、及び8月1日から年度末まで、それぞれの合計額。

が国を訴えて**違憲裁判**を闘っています。その違憲の法律を背景にして教職員の賃金を減額するのは、国の違憲行為に荷担することです。**北大は違憲行為に荷担してはならない**ので、教職員の賃金減額をしてはいけません。この点を団交で要求しても村田理事は、人事院勧告が代償措置である点は認めるものの、それ以外の論点については基本的に無回答です。

(2) 震災復興予算の流用&官僚のごう慢な態度

2012 年度と同じく 2013 年度も、震災復興予算が大幅に流用されている実態が明るみに出ました。ただ 2012 年度と違うのは、いったん**基金化して流用**していたことです。流用の一つとして、**電力会社の支援**にも使われていたことが発覚しました。もちろん 2013 年度も世論のごうごうたる批判を浴びて、結局、財務省が国の諸機関や地方自治体に予算の一部を返還請求する事態になりました。また、震災復興行政の中心にいる**復興庁官僚のごう慢なつぶやき**が発覚しました。

私たちの減額賃金を含む復興予算が、かくもデタラメに使われているので、北大は 2013 年度の賃金減額をきっぱりやめるべきであり、2012 年度に減額した分は教職員に返すべきです。

これを要求しても村田理事は、大いに困った様子を見せつつも、新聞報道は直ちには信じられない、流用が本当なら会計検査院が指摘したり、国会で問題になるはずだ、北大として関係機関に真偽を確かめることはしない、と煮え切らない態度で逃げの一手です。

(3) 教職員はすでに復興財源に協力している

いうまでもなく教職員は納税義務を負っています。そのため復興増税としてすでに 2013 年1月1日から 25 年間、所得税に 2.1%上乗せされています。同じく住民税も 2014 年6月から 10 年間、一定の金額が加算されます。また、復興税ではないものの、消費税が段階的にアップされます。こうして**増税を負担している**のに、なぜ公務員や独立行政法人（国立大学法人を含む）の構成員にはさらに上積みの負担が強いられるのでしょうか。それは、政権与党の得意な公務員バッシングのためであり、消費税増税の露払いとしてです。この点からも賃金減額はやめるべきだと指摘すると村田理事は、国からの運営費交付金で給与の大部分を賄っているのでやむを得ないと、お決まりの答弁に終始するだけです。労使交渉で労働条件を決める労働法体系のもとにいる私たちとしては到底、同意できません。

もはや教職員は耐えられない！！

団交では、研究費の不正経理の後始末に 1.6 億円を投入するのであれば、それと同額を確保して、教職員の賃金減額の軽減に使用せよなど、多くの細かい点も要求しましたが村田理事はいっさい聞き入れません。

この賃金減額以外の不利益変更としては、**北大は現給保証を 2013 年度限りで廃止する意向**です。また、さきの国会で給与法が改悪されたので、2014 年1月1日から、**55 歳を超える国家公務員の昇級が事実上、停止**します。これは国立大学法人にも波及してくるでしょう。さらに総務大臣の国会答弁によると、**政府は 2014 年度も賃金減額を続行する気配が濃厚**です。教職員の皆さん、黙っていると労働条件が限りなく低下してゆきます。怒りに燃えて行動に立ち上がるべきです。

山口学長、選挙公約を棚上げ！！

2012 年暮れの学長選考に際して組合は、3候補の意思表明を掲載したパンフを全学に配布しました。そのなかで山口佳三氏は際限のない賃金減額に関する質問に答えて、**「運営費交付金頼みの財政運営が限界にきている・・・。大学の財政自主権を確立すること、および財源の多様化・多角化をはかり収入増に取り組むことが、喫緊の課題です。そのための体制を整えたい・・・」**と選挙公約を述べています。それにしては教職員の賃金が 2012 年度より 1.6 倍も多く減額されるのですから、山口学長は、賃金減額を防ぐ対策を何も講じていないことになります。**早くも選挙公約を棚上げ**したのです。山口学長の学内評価は前学長と同じく人を粗末にする学長として、ここに定まりました。